

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 15 回定例総会議事録

令和 6 年 9 月 2 7 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 15 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 9 月 2 7 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5		9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料 1)
- (2) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料 2)
- (3) 東京都指導農業士の推薦について (資料 3)
- (4) 農地利用状況調査の実施について (資料 4)
- (5) 「令和 6 年度農業功労者」ならびに「第 5 1 回農業委員会等功労者」表彰事業について (資料 5)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料 6)
合計 2 件 (内訳： 4 条関係 2 件、 5 条関係 0 件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料 7)

3 その他

- (1) 第 4 7 回板橋農業まつりの実施概要について (資料 8)

4 次回日程

日 時 令和 6 年 1 0 月 2 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 開会
場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室 (赤塚庁舎 3 階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	宮本 拓	委員
	田中 はつ江	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第１５回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、宮本拓委員、田中はつ江委員を指名させていただきます。欠席の届出が稲本政美委員、久保秀一委員から出ております。 それでは、協議事項（１）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、資料１、１ページをご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、３年に一度、税務署に提出する「相続税の納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。今回は１件でございます。 番号１、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は７１、土地の所在は、徳丸六丁目８４番６、地目は畑、面積は９８３平方メートルです。概ねの位置ですが、１ページ下段の生産緑地番号７１の案内図において、矢印が指しているところで、紅梅保育園の西側です。９月１７日に、會田幸夫会長職務代理に現地を確認していただいております。問題等がなければ、２ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	番号１、生産緑地番号７１です。なす、ネギ、サトイモなどが植えられておりました。適切に耕作されている様子が確認できましたので、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。 現地確認をされた会長職務代理、現況はどうでしたか。
会長職務代理	非常にきれいに管理されておりました。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、番号１の生産緑地番号７１につきまして、証明書の発行をお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請についま

		しては、2件ございます。 まず、1件目ですが、3ページ、資料2をご覧ください。申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は「農業省力化事業」で、事業内容は「農機具の購入」となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は148万円、申請金額は49万3千円です。1枚おめくりいただいて右側5ページは事業計画となっておりまして、本年11月に購入する計画となっております。さらに1枚おめくりいただいて右側7ページが見積書となっております。次に9ページをご覧くださいと補助要件等が表となっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。問題等なければ、10ページの答申書を発行したいと考えております。 続きまして、11ページをご覧ください。申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は「区民農園整備事業」で、事業内容は「土留め、外柵フェンス設置、水道施設整備工事」となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は646万850円、申請金額は100万円です。1枚おめくりいただいて右側13ページは事業計画となっておりまして、本年10月に整備する計画となっております。さらに1枚おめくりいただいて右側15ページと16ページが見積書となっており、この合算金額が事業経費となります。次に18ページが設置場所の地図となっており、来年度から区民農園として利用させていただく予定で準備を進めております。次に19ページをご覧くださいと補助要件等が表となっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。問題等がなければ、20ページの答申書を発行したいと考えております。説明は以上です。
会	長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。
委	員	1件目の粉砕機の用途はどのようなものですか。
委	員	申請者は果樹園ですので、果樹を剪定した木屑や枝等を粉砕するために用いるものだと思います。
委	員	2件目の区民農園整備事業ですが、所有者の方が新たに区民農園として貸し出しをしていただくために、新規に整備を行う事業なのでしょうか。
事 務 局 長		こちらは生産緑地ですが、所有する農地の一部を新たに区民農園として活用させていただくというもので、区民農園用地として借用するにあたり外柵フェンスの設置や水道施設の整備等を行うものとなります。

委 員	事業経費が多額であり、申請金額は100万ですので、差額は自己負担になるかと思いますが、区民農園として貸し出しを行っても所有者には使用料等が入ってこないと思います。区民の方に貸し出しをしていただくために整備を行うのに、自己負担額が高額になってしまうことは、いかがなものかと思い、質問をさせていただきました。
委 員	長い目でみれば、整備費が自己負担となっても、固定資産税等が免除になりますし、ここは農地が斜面になっているため、何段にも土留めを設置しなければいけない分、整備費が高額になっているものと思われます。 また、相当数の区画ができるかと思いますが、ここは近隣に駐車場もないため、交通の面で心配もありますが、いかがでしょうか。
事 務 局 長	基本的に区民農園利用者の方には、車での来園は遠慮いただいておりますので、引き続き、注意喚起を行ってまいります。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、答申をよろしく願いいたします。 続きまして、協議事項（3）東京都指導農業士の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	それでは、21ページ、資料3と机上に配布いたしました「東京都指導農業士のご案内」というパンフレットを合わせてご覧ください。東京都が平成28年度に創設した東京都指導農業士制度による東京都指導農業士の認定希望が寄せられておりまして、今回、指導農業士認定申請書の提出があったものでございます。申請者は、22ページの項番4に記載のとおりでございます。なお、申請者は昨年度も申請がございましたが、協議の結果、賛成少数で、推薦は見送りとなりまして、今年度、再度申請があったものです。 はじめに、指導農業士制度について改めてご説明いたします。カラーのパンフレットを1ページおめくりいただいた左上に記載がございましたが、指導農業士制度は、農業の担い手不足を背景に、国の働きかけにより全国に広まった制度で、45都道府県で約1万人が認定されているものです。東京都指導農業士の役割としましては、カラーパンフレット右側中段に記載されていますが、東京で農業を始めようとする方や就農して間もない新規就農者に対して、農業技術や知識を教えただき、農業者としての人材育成に協力していただくものでございます。カラーパンフレットの右側真ん中より下に「東京都指導農業士になると」とい

う項目に記載されていますが、東京都農林水産振興財団が実施する研修に伴う研修生の受入れや、研修やセミナーの講師などを担っていただくものでございます。それでは、資料に戻りまして、22ページをご覧ください。項番5ですが、抜粋しました申請内容を記載しております。今回申請のあった農業者の方ですが、農業後継者、新規就農者等の育成活動経歴としまして、ボランティア援農者の受入や法人向けに生ゴミ堆肥の講座の実施、新規就農を目指す研修生の雇用を行っており、研修・指導が可能な主な技術としましては、有機農法の考え方、手法全般となっております。また、女性・青年が活躍できる環境整備にも取り組まれています。今回申請のあった農業者の方ですが、区内初の認定農業者の一人で、有機農法を取り入れ、無農薬にこだわって生産している方です。ご自身が耕作している畑の近くには農園レストランを開店しております。また、SNSを活用して、現在では10名程度の農業ボランティアの方等も積極的に受け入れており、昨年度からは、CSAといった「生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支え合う仕組み」を導入するなど、新しい手法にも取り組まれ、独自の販路を開拓するなど、多彩な農業経営能力に優れた農業経営者であると考えております。また、収穫体験も年間延べ約20団体程の受け入れを行っております。なお、9月17日に、東京都農業改良普及センターの職員が圃場見学を行うとのことでしたので、事務局も同伴しております。その際の圃場の写真はモニターをご覧ください。こちらは、圃場の全体の写真です。雑草も見受けられますが、実際の農作物を植える際は写真のとおり、きれいに整地しており、通常は土に直射日光を当てないようにしているとのこと。また、畝と畝の間には緑肥が植えられています。その日は実際にボランティアの方もいらっしゃいました。また実際に生ゴミたい肥も見せていただきました。写真は以上です。

続きまして、項番6ですが、東京都へ申請するにあたり、手続きを円滑にするため、農業委員会事務局を経由して、東京都へ事前相談として、意見を確認することとなっております。東京都の意見としましては、記載のとおり、「就農経歴はやや短めではあるが、問題ない」、「有機農業という点も東京都としては、様々な経営パターンがある方がありがたい」との意見が示されております。あくまで事前相談での意見ですので、必ずしも申請しましたら認定されるというものではございませんが、都としては、様々な農法に対応した人材を確保しておきたいといった感触を得ているところです。項番7につきましては、申請者ご本人からの志望動機を原文のまま記載しております。なお、参考に東京都からいただきました令和5年度末時点の数値としまして、都内では合計147名、年代別ですと、30代が4名、40代が20名、50代が39名、60代が44名、70代が40名となっております。また、区部に限ると5区で計15名の方が認定されております。区部15名の年代別の数値と

	しましては、30代1名、40代1名、50代4名、60代4名、70代5名となっております。なお、申請時の年齢で申しますと、30代が1名、40代が4名いらっしゃいます。本日ご協議いただきまして、推薦すると決定いただいた場合の推薦書の案文は、24ページのとおりです。 最後に、指導農業士の要件としましては、都内在住、都内の農地で自ら営農していること、認定農業者やそれと同等と認められる農業者であること、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であることなど、カラーパンフレット見開き左側下段に記載されておりますが、今回の申請者については、全ての要件を満たしているものと考えております。また、農業ボランティアや収穫体験の受け入れを含め、様々な取組みを行っており、有機農法という手法につきましても、一般的な農業と考え方が異なる部分があるのは事実でございますが、東京都からも「様々な経営パターンがある方がありがたい」との意見が示されております。昨年度、推薦にあたりご協議をいただいた際は、事務局側の調査不足もあり、お示しできる判断材料も少なく、推薦のご決定までは至らなかったですが、今年度は東京都のご意見や感触、現在の認定者の年代別内訳、申請者の取組状況等を踏まえまして、事務局としましては、ぜひご推薦をいただければと考えているところでございます。 委員の皆様には、本日の総会でご協議をいただき、ご推薦いただけるとの結果になりましたら、資料24ページの推薦書を、農業委員会会長名で東京都知事あてに提出したいと考えております。ご推薦は難しいとの結果となりましたら、理由を付して申請者へお伝えしたいと思えます。本件は協議事項となりますので、ご協議のうえ表決をなさっていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	有機農法を普及させたいという志望動機が書かれておりますが、ここは考え方が色々あるかと思えます。そのため、有機農法以外は受け付けないという姿勢ですと、懸念もありますので、状況に併せて幅広い農法を提案いただける方がありがたいと考えますが、申請者はどのようにお考えなのでしょうか。
書 記	直接申請者からは伺っておりませんが、有機農法とそれ以外の農法を同じ圃場で併用することは、考え方も異なりますので、難しいかと思えます。そのため、東京都側からも様々な農法を行っている方がいらっしゃれば、希望する農法に合わせて講師等を選任できるため、ありがたいと伺っております。

委 員	東京都側で状況に合わせて、この方にはこの農法を行っている農家さんを紹介していくといったイメージで進められるという理解でよろしいでしょうか。
書 記	おっしゃるとおりです。
委 員	昨年度、農業委員会で推薦に至らなかった理由を簡単にお教えてください。
農政担当係長	昨年いただきましたご意見としましては、営農年数が少し短いことや、指導するためには経歴として30から40年程度の農業経験を要するのではないかとといったご意見があったと記憶しております。
委 員	区部における指導農業士の年齢内訳、及び30代・40代の方はどこの区の方か教えてください。
書 記	区部15名の年代別の数値としましては、30代1名、40代1名、50代4名、60代4名、70代5名となっております。なお、申請時の年齢で申しますと、30代が1名、40代が4名いらっしゃいます。 また、30代・40代で申請を出されて指導農業士として認定された方は、練馬区・足立区・江戸川区と伺っております。
委 員	東京都からは好感触を得ているとのことですが、私から見ると申請者の圃場はかなり雑草が繁茂していると考えます。農業委員会としましては、農地利用管理基準でも雑草の繁茂について、項目を設けております。そういった農法とは伺っておりますが、その辺の状況を皆様もお考えいただいた上での表決になるかと思えます。そういった農法という理由で雑草が繁茂しているという状況は、私としては釈然としないのが本音で、雑草が生えていない圃場こそが良い圃場と考えております。10月には農地パトロールも行いますので、現状を見た際に、農業委員会としては、指導の可否等をどう判断するのか、指導農業士に認定されれば、雑草が繁茂していても問題ないという判断にもなりかねないと思えます。過去に雑草の繁茂について指導を行った事例もありますが、農法の違いというだけでは明確に判断ができないと思えます。私としては、せめて、雑草が繁茂していないというのが推薦の条件になると考えます。
委 員	個人的には有機農法に対して否定的な考えを持っております。なぜかと言うと私自身が何十年も前に、オランダに研修にきましたが、葉っぱに穴が開かない訳がないですし、実際に虫だらけになってしまうわけで、限界があると思えます。そこをどうやったら有機農法で可能になる

		のかが重要と考えます。指導農業士は、技術指導員ですから、この暑い東京で、水や肥料のやり方、雑草の管理方法などを実際に示していただいて、皆様にご納得した上で判断するべきと考えます。 また、私が一番知りたいのは、有機農法とはどういうものなのか、従来の方法と収穫物にどれだけの差があるのか、その部分を明らかにしないと判断ができません。また、どこに付加価値をつけるのか、高価でも無農薬にこだわる消費者の方はいらっしゃいますし、東京都もそういった部分のビジネスモデルを作っていきたいとお考えなのであれば、私も大賛成ですが、ここでは、技術指導という部分について、皆様も懸念があるかと思しますので、それに対する根拠等が明確にあり、確立されていれば良いと思います。やはり曖昧なことを指導するということは非常に難しいと思いますので、そういった根拠を示していただけると皆様も納得しやすいのかなと思います。
委 員	員	今お話のあったようなデータや生育方法の根拠等はあるのでしょうか。
書 記	記	事務局としましても収穫量等のデータは頂いておりますし、現地に行った際に土づくり等のお話もお聞きはしておりますが、事務局の私自身が全てを理解し、この場で正確な情報をお伝えすることは難しいと考えております。
委 員	員	その辺りの具体的な生育手法や工夫している点は東京都で新たに就農したい方も知りたいと思いますし、板橋区として先進的なことをやられている方が東京都指導農業士になられていくということは非常に良いことだと思いますが、おそらく皆様が懸念されているのは、板橋区農業委員会の看板も背負うことになりますので、まだ曖昧な部分も多い農法で、板橋区の農業は申請者の農法であるという風に理解されてしまうという懸念もあると思います。
委 員	員	項番6に、事前相談による東京都の意見とありますが、こういった意見を出されてしまうと、申請者にもその情報は伝わっていますよね。
書 記	記	申請者にも伝えております。
委 員	員	農業委員会は、推薦の可否を決定する重要な会議であり、農業委員会として、生産緑地の管理はこれで良いのか、有機農法だから雑草の繁茂が許容されて良いのかなどは、非常に重要な問題だと思います。それを判断するのは、東京都よりも農業委員会になるわけですので、東京都が良いと言っているので推薦するという訳にはいかないと思います。

委 員	昨年度、推薦されなかった理由に対して、改善された部分があればお教えいただきたいですし、一番大事なのは申請者が有機栽培をされているので、周辺との兼ね合いもあるかと思います。例えば殺虫剤が入ったら有機栽培にはならないのかといった規制の部分や有機栽培や無農薬栽培などの定義等もあるかと思うので、その辺も理解したいと思います。また、個人的に有機農法を行っている方と指導者との違いは、指導者にはしっかりとしたノウハウがあるということだと思います。都市農業の中で、独自の工夫等もあればお聞きしたいです。
委 員	昨年度に引き続き同じ方が申請をされており、他の委員もおっしゃられていましたが、判断するにあたり情報は多い方が良いと思います。
委 員	本件について、申請期限はあるのでしょうか。
書 記	本年度の申請期限は、10月11日となっており、それ以降につきましては、来年度以降になってしまいます。
委 員	この案件は、先月の総会で議論することはできなかったのですか。
書 記	本件については、事前に東京都に意見を伺うこととなっておりまして、東京都の意見を踏まえた上で提案した方が良いと考え、今回のタイミングになってしまいました。
委 員	それぞれ圃場の規模なども違うため、全てが有機農法に適しているという訳ではないと思いますので、例えば農業委員会として、申請者本人から説明を聞くということも可能なのでしょうか。
書 記	議論を伺っている中で、事務局としても同様の提案をしようと思っていたところです。本人からも直接説明できないかというお話はありましたので、農業委員会としてご決定いただければ、そういったことも可能でございます。
委 員	制度として、条件を付して推薦することは可能なのでしょうか。例えば、農業委員会での説明や、指導方法や農地管理方法の条件を求め、満たされなかった場合は取り消すといったことは可能でしょうか。
委 員	そもそも、来月農地パトロールを行います、肥培管理がきちんとされているのかどうか非常に重要なことですので、雑草が繁茂していれば肥培管理がされているとは言い難いので、有機農法だから雑草が生え

		ていても問題ないというのは疑義があります。
会	長	昨年度実施しました農地パトロールでは指摘事項はありましたか。
農政担当係長		今回該当する生産緑地につきましては、指摘事項はございませんでした。 1点、事務局よりご提案をさせていただきたいのですが、事務局側でも技術的な部分等の聞き取りは行っておりますが、なかなか難しい部分もあり、申し訳なく思っております。申請者からも皆様にとって馴染みのない農法であることから、直接説明をしたいとの意向もありますので、申請期限との兼ね合いもあり、例えば、10月10日に実施する農業委員視察の前に、申請者ご本人から少しご説明をお聞きした上で、判断するというのはいかがでしょうか。
委	員	視察の行程上、難しいと思います。
委	員	視察の日は、既に欠席される委員もいますので、その場で判断すべきではないと思いますし、時間的にもかなり短い時間ですので判断にまでは至らないと思います。
委	員	そもそも、我々農業者は圃場管理というのが第一条件であって、自分自身の圃場管理が完璧であって、初めて人に指導できると思いますので、営農年数もまだまだ短く、そういった部分がまだ申請者には足りないと感じています。周りの方からも認められて初めて、人に指導するというのに繋がっていくと思います。我々農業者は、日々大変な苦勞をして除草を行っており、そういった多くの農家の苦勞が否定されているようにも感じます。
委	員	気持ちは分かりますが、やり方だと思います。まず、この方とはコミュニケーションができていないと感じます。申請者ご本人とお話する機会も少ないですし、これまでは農家さんがお互いによく知り合っていて、いろいろな場で意見を交換できていることが多かったですが、書面だけでは、指導者にふさわしいかという人となりの部分、指導する技術がどういうものでどういう根拠に基づくものなのかが把握できていないと思います。私自身も自然環境に近い状態で農作物を作るというこのような農法があるということは聞いたことがあります。
委	員	確かに地方ではそういった畑もあると聞いていますが、近隣に住宅があるような農地では聞いたことがないです。道路や歩道部分に雑草がはみ出していたりすれば、当然苦情も来ると思います。

委 員	バンカープランツという方法があって、木を植えることでそこに虫が寄りつき、畑側には虫がいかないようにするといった方法もあるにはありますが、都内では難しいと思います。周りに何も無いような場所であれば可能だと思いますが。 例えば、オランダとかドイツとか、有機農法の先端地域に行って有機農法を学んできて取り入れたなど、どこで有機方法を学んできたのかも我々は分かりませんから、どうしても曖昧ですので、納得のいくご説明があれば、問題はないのかなと思います。
委 員	昨年度、推薦に至らなかった理由の一つが営農年数と経歴ですので、一年経ったから推薦というわけにはいかないと思います。
委 員	その件に関しては、事務局側でも調べていただいて、区部でも若い方が認定されている事例もあります。
会 長	時間もだいぶ経ちましたので、事務局の方から今後の進め方について説明をお願いいたします。
農政担当係長	本日、皆様から様々なご意見を頂きまして、やはりもう少し具体的な説明がないと判断が難しいと思いますので、別の機会に申請者から技術的な部分等について説明いただく場を設けさせていただきたいと思います。また、合わせて東京都に対しても推薦期限の延長が可能かにつきまして、確認をさせていただきます。そのため、本日は表決を行わず、結果を保留として、改め申請者ご本人からのご説明の場を設け、その後、最終的なご判断を頂ければと思います。このような進め方で、会長いかがでしょうか。
会 長	今の事務局からの案で皆様いかがでしょうか。 【異議なし】
会 長	それでは、本日は表決を行わず、結果を保留といたします。 続きまして、協議事項（４）農地利用状況調査の実施について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちら、書記からご説明いたします。
書 記	それでは、25ページ、資料4をご覧ください。農地利用状況調査は、区内全ての生産緑地を3班に分かれて見回りをしまして、雑草が繁茂し

会 長	ていないか、生産活動がなされているかなどを確認し、場合によっては農業委員さんからご指導、ご助言などを行い、農地の適正化を図り、農家全体の利益向上を推進するものです。この調査は、毎年１０月に実施しておりまして、実施日時は１０月２９日（火）、午前９時から行います。調査対象農地は、区内の生産緑地のうち、行為制限が解除されている１か所を除いた５３か所になります。班分けでございますが、１班が成増、赤塚方面の１９か所、２班が四葉、徳丸方面の１８か所、３班が西台、蓮根、常盤台、大門方面の１６か所となります。班の構成についてですが、委員の任期３年で全地区を回っていただけるように、毎年、調査地区を変更して調査をお願いしたいと考えております。今年度につきましては、班の構成メンバーは変更せず、調査地区のみを変更しております。調査結果の報告については、当日の午後に行う定例総会にて、各班からご報告をいただきたいと思います。また、ご報告につきましては、１班は山口会長、２班は染宮委員、３班は會田会長職務代理にお願いしたいと考えております。続きまして、当日の行程ですが、９時に赤塚庁舎に集合をお願いいたします。９時１５分頃に出発し、各班で調査を行います。調査終了後、昼食をはさみ、赤塚庁舎に戻りまして午後１時３０分から定例総会を開催いたします。また、昼食については、例年同様、「味の民芸高島平店」を予定しております。 続きまして２６ページをご覧ください。各班の対象農地の一覧を掲載しております。例年、班ごとに件数のばらつきがあり、調査終了時間に大幅なずれが生じておりましたので、今年度につきましては、一番対象農地の多かった２班の徳丸方面３か所につきまして、うち２か所を３班の西台方面へ変更しております。また、１か所を１班の赤塚方面に変更しておりますが、こちらは、従来同一所有者の農地を１班・２班それぞれで調査しておりましたので、同一所有者の農地につきましては、同一の班で調査いただいた方が望ましいと考え、変更しております。回る順番につきましては、資料のとおりとなります。 次のページに進んでいただきまして、２７ページが農地管理基準となっております。こちらの基準に基づいて調査を進めていきたいと考えております。そして、２８ページが調査票案でございます。調査票の項目等につきましては、昨年から特段変更はございません。チェックシート形式になっておりまして、上部に生産緑地の情報がありまして、その下にチェック項目が載っております。指導対象に該当する項目があった場合、×印を記入していただき、その右側に理由を記入していただきます。また、チェック項目以外の特記事項等がございましたら、一番下の欄に記入していただけるように準備したいと考えております。農地利用状況調査の説明は以上でございます。 何か、ご意見、ご質問等はございますか。
------------	--

事 務 局 長	特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、協議事項（５）「令和６年度農業功労者」ならびに「第５１回農業委員会等功労者」表彰事業について、事務局より説明をお願いいたします。
書 記	こちら、書記からご説明いたします。 それでは、２９ページ、資料５をご覧ください。東京都農業会議が主催する表彰事業の実施に伴う候補者の推薦でございます。一つ目が農業功労者でございますが、趣旨としては、地域農業の振興に尽力されてきた農業者に感謝状を贈るものでございます。対象者の条件ですが、次の３点を満たす方で、地域農業の振興に貢献されてきた方、農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者の方、年齢が６０歳以上の方から１名を選出する形となります。過去の受賞者は２９ページから３０ページにかけて記載しておりまして、昨年度は、田中はつ江農業委員に受賞していただいております。今回の推薦者につきましては、運営委員会で協議をいただきまして、昨年も候補者でありました記載の方を推薦するということでご提案をいただいております、ご異議がなければ、記載の方をご推薦したいと考えております。 続いて、３０ページの項番３、第５１回農業委員会等功労者についてですが、こちらは対象者の条件に当てはまる方を推薦する形となります。対象者の要件は、農業委員会会長で１２年以上、あるいは農業委員で１５年以上、あるいは事務局職員で勤続５年以上の方が対象となっております、今回該当者はおりません。 最後になりますが、３０ページ一番下の項番５、表彰についてでございますが、今回推薦した方の表彰は、令和７年２月２０日（木）開催の「第６６回東京都農業委員会・農業者大会記念行事」として行われることになっております。農業功労者、第５１回農業委員会等功労者表彰事業の説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので候補者の推薦をお願いいたします。 続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、資料６、３１ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和６年８月１１日から同年９月１０日までに届出があったもの、２件でございます。 専決番号１、土地の所在が徳丸二丁目９５番８で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、７５８平方メートル、転用の目的は

書記 事務局長	駐車場です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、31ページ下段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、北野小学校の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。 現況は駐車場となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
書記 事務局長	続いて、専決番号2、土地の所在が三園一丁目15番38で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は、58平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、32ページ上段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、三園小学校の東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書記 会長	現況は個人住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。 4条関係2件につきまして、何か、ご意見、ご質問等はございますか。特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、資料7、33ページをご覧ください。令和6年8月11日から同年9月10日までに東京法務局板橋出張所から照会のあったものが3件ございます。 番号1、土地の所在が高島平二丁目14番5の1筆で、地目は畑、面積は525平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、8月19日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を8月20日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、34ページ上段、番号1の案内図で矢印が指しているところ、高島第二中学校の南東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書記 事務局長	現況は、駐車場でございました。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。 続きまして、番号2、土地の所在が赤塚六丁目1875番2の1筆で、地目は畑、面積は330平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は

	記載のとおりです。本件については、９月６日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を９月１１日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、３４ページ下段、番号２の案内図で矢印が指しているところ、下赤塚駅の北側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、個人住宅及び駐車場でした。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、番号３、土地の所在が高島平四丁目１６番７の１筆で、地目は畑、面積は３６１平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、９月６日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を９月１１日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、３５ページ上段、番号３の案内図で矢印が指しているところ、高島第三小学校の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、まさに共同住宅が建設中でした。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	法務局に回答する際は、現況写真も添付しているのでしょうか。
書 記	回答の際に、写真までは添付しておりません。農地か非農地か、及び転用届が提出されていたかなどの項目に対して、書面で回答しております。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（１）第４７回板橋農業まつりの実施概要について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちらは農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは、資料８、３６ページをご覧くださいと思います。４７回目を迎えました板橋農業まつりでございますが、昨年度と同じ規模、内容での開催を考えております。開催日は１１月の第２土曜日とその翌

日ということで11月9日（土）と10日（日）の両日、赤塚体育館通り周辺で開催いたします。資料36ページの下に記載しております6番の事業概要としましては、概ね従来規模の内容での開催と考えております。次のページ37ページにお進みいただきまして、7番、周知方法でございますが、広報いたばしでは、9月21日号で収穫体験とけんちん汁、野菜宝船のお宝分けの事前募集を現在行っておりまして、農業まつり開催のご案内は10月26日号に掲載予定です。併せて区ホームページ、町会掲示板、赤塚庁舎1階ギャラリーでは野菜宝船の模型を展示しまして、広く区民の皆様へ周知をして、賑わいのある農業まつりにしていきたいと考えております。また、項番8番、昨年からの変更点としましては、事前に募集いたします収穫体験ですが、例年ですと大根1本、人参2本を子どもさんに収穫していただきましたが、人参の生育状況が良くないことから、今回は大根2本の収穫体験に変更する予定です。

続きまして次のページ38ページにお進みいただきまして、農業まつりにおける農業委員会コーナーについてでございますが、例年、区内農業のPRや農業委員会活動に対する区民の理解を深めていただくため、赤塚小学校校庭に農業委員会コーナーを設置しております。このコーナーでは、農業に関する質疑応答、区内農業をPRするパネル展示、農産物の展示や農業関連チラシの配布などを行っておりまして、委員の皆様にもご協力をいただいております。委員の皆様へのお願い事が2つございます。1つ目は、従事分担ということで、事務局で各委員さんの割り振りをさせていただきましたものを、資料38ページの下表に案としてお示ししております。委員の皆様も様々なご予定がごありかと思っておりますので、可能な範囲内で構いませんので、農業委員会コーナーでの従事をお願いできればと考えております。続きまして2つ目のお願いですが、農業委員会コーナーでは、農産物の展示を行っておりまして、展示用の農産物のご提供のお願いでございます。ご提供いただきました農産物は、農業委員会コーナーで展示したいと考えておりますので、区内で穫れた農産物や、この辺では作られていない珍しい農産物などの展示をできればと考えておりますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、衆議院解散に伴う国政選挙の投開票日が、農業まつり日程周辺ではないかとマスコミ報道がなされています。万が一、11月10日が投開票日に重なってしまった場合については、警察署員をはじめ、一部の関係者の皆様のご協力は難しいようなお話を伺っておりますため、土曜日1日のみの開催や、日曜日は規模を縮小して開催するなど、急きょ変更をせざるを得ないと思いますが、安全に開催できるかどうかといった観点で開催の是非については検討したいと考えております。資料8、板橋農業まつりのご説明は以上でございます。

会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 確認ですが、協議事項３「東京都指導農業士の推薦について」は、また後日、事務局からご報告いただけるという認識でよろしいでしょうか。
農政担当係長	まずは、東京都に対して推薦期限の延長が可能かにつきまして、確認をさせていただき、延長が可能ということであれば、来月の総会で申請者ご本人からご説明いただいた上で、最終的な判断を決定するという流れが一番望ましいと思いますので、東京都からの回答がございましたら、委員の皆様にご報告させていただきます。
会 長	承知しました。よろしくお願いいたします。 全体を通して、何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第１５回定例総会を閉会いたします。 （終了時間 午後３時３５分） 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・運営委員会 １０月２１日（月）午後２時００分 ・定例総会 １０月２９日（火）午後１時３０分